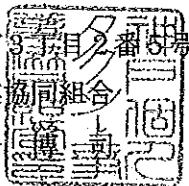


平成 27 年 7 月 15 日

国土交通省 運輸審議会 御中

神戸市兵庫区御崎本町 3 丁目 2 番 5 号
神戸個人タクシー事業協同組合
理 事 長 前 野 博 司



公述申込書

1. 事案番号 平27第5005号
2. 事案の種類 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定
3. 指定する地域 神戸市域交通圏
4. 公述人 〒652-0852.
神戸市兵庫区御崎本町 3 丁目 2 番 5 号
神戸個人タクシー事業協同組合
理 事 長 前 野 博 司 (66 歳)
自 宅 [REDACTED]
[REDACTED]
電 話 [REDACTED]
5. 事案の賛否 特定地域の指定には賛成します
6. 勤務先 〒652-0852
神戸市兵庫区御崎本町 3 丁目 2 番 5 号
神戸個人タクシー事業協同組合
理 事 長 前 野 博 司 (66 歳)
電 話 078-651-2239



平成 27 年 7 月 15 日

国土交通省 運輸審議会 御中

神戸市兵庫区御崎本町3丁目2番5号
神戸個人タクシー事業協同組合
理 事 長 前野三博
電 話 078-651-2239

公 述 書

1. 平成 27 年 4 月 20 日開催の神戸市域交通圏準特定地域協議会で、当日参加の協議会委員（法人タクシー並びに労働団体等関係諸団体）より質疑応答後、特定地域への同意の可否について採決が行われました。採決の結果につきましては、全会一致により、神戸市域交通圏として、特定地域への同意が成立したことを確認致しております。今後も引き続き、神戸個人タクシー事業協同組合の理事長として、神戸市域交通圏が特定地域の指定を受けることに賛成致します。
2. 内閣府が発表した 2015 年 1 ~ 3 月期の国内総生産（GDP）は、連続でプラス成長となっており、個人消費や住宅投資、設備投資などが増加していると報じられていますが、神戸市域交通圏においては、景気回復の実感には乏しく、更に 2014 年 4 月の消費税増税などにより、消費が低迷しており、タクシー業界を取り巻く事業運営は依然として大変厳しい状況であります。

3. 今後、神戸市域交通圏が特定地域の指定を受けた場合、先ずは健全化について話し合いが必要であると思っております。適正化につきましては、色々な御意見があると思いますが、私共神戸個人は活性化に重きを置いております。活性化の取組と致しましては、従来からある神戸個人観光部を中心に港町神戸を全面に外国語研修に力を注ぎ、外国語での会話が可能な観光タクシー導入推進を図り、又、神戸市域交通圏の中で、それぞれの地域におけるお客様のニーズを把握し、きめの細かいサービスの提供を常に心がけて、安心・安全・快適は元より地域密着の公共交通機関として利用者利便の向上に貢献することが必要であると考えております。

4. 個人タクシー事業者となるための資格要件は、法人タクシーで運転専従として雇用されていた期間が10年以上必要です。しかし、最近では法人タクシーに若い方が就労しにくい状態が続いている、事業者の運転者の高齢化が進んでおります。タクシー運転手の平均年収は他業種と比較すると約6～7割と少なく、低賃金・長時間労働で、若い方がタクシー業界に全く目が向いていないのが現状であります。適正化・活性化による業界努力でタクシー業界を魅力ある職場に変えて、個人タクシー予備軍を育てて頂きたいと思っております。私共神戸個人タクシー事業協同組合は引き続き、法人タクシーあっての個人タクシーというスタンスに変わりなく共存共栄を図ってまいりますので、特定地域の指定を宜しくお願い致します。